

## 川崎市告示第221号

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月15日

川崎市長 福田紀彦

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称 アクティオ株式会社

代表者名 代表取締役 淡野 文孝

所 在 地 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容

川崎市市民ミュージアムにおける特別利用料、刊行物等の頒布代金並びに観覧料、受講料及び入場料に係るチケット販売代金の収納事務

3 指定日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで